

おおの



3月号

平成22年(2010年) NO.775

特集

開幕 越前大野城築城430年祭

春分の日から城下町に新しい「風」

P 11
P 10
P 8
P 6

美しい景観を守るために 屋外広告物条例を制定
短期の臨時職員を募集
おおのブランド確立へ 農林楽舎が新企画で動き出す
越前おおの結案座 物品販売ワゴン貸し出しの説明会 など



冬花火 大野城に美しく映え

2月6日、7日に開かれた「越前おおの冬物語」には、多くの人たちが訪れました。冬花火は越前大野城に美しく映え、いよいよ始まる築城430年祭を元気付けているようでした。
(2月6日 学びの里「めいりん」)



開幕 越前大野城築城430年祭

悠久の時を経て...
春分の日から城下町に新しい
“風”

オープニングイベント

日時 3月21日(日)午前9時～正午
場所 七間通り

- 9時～ 七間朝市開き神事
 - 9時30分～ 七間朝市・築城430年オープニングセレモニー
 - 9時50分～ 築城430年祭を描いたラッピングトラックの出発式
 - 10時～ ステージイベント
 - 招福菓子・もちまき
 - うぐピー・うめピーによる築城430年祭の紹介
 - ちびっ子ステージ
開成保育園・春日保育園・義景保育園
 - 民謡 日本民謡協会奥越支部
 - 太鼓 奥越太鼓保存会
 - ▶うぐピー・うめピーのペット「城を担いだ亀」も初登場。430年グッズやバルーンなどを会場で配布します。
 - ▶3月22日(日)午前11時から正午まで、のっぺい汁を振る舞います。
- ☎ 越前大野城築城430年祭実行委員会事務局
(観光振興課内 ☎ 66・1111 内線162)

越前大野城を早期開館

築城430年祭開幕に合わせて3月21日(日)から、越前大野城を早期開館します。館内の展示もリニューアルしました。展示内容は、今後も随時更新します。

天正8年(1580年)に金森長近公が越前大野城を築いてから430年。長近公が築いた「北陸の小京都」と呼ばれる街並みは、現在も当時の姿をよく残しています。城下町の風情を今に残している地域は全国的にも多くはなく、本市の貴重な財産です。

城下町を中心に発展してきた本市ですが、少子高齢化や市街地の広がりにより、まちなかの活気が失われつつあります。にぎわいを取り戻し、大野全体を元気にしなければなりません。

先人たちの英知と努力に感謝しつつ、「越前おおの」がさらに飛躍するために、1年をかけて「築城430年祭」を開催します。市民みんなで記念イベントを成功させることで、新しい文化をつくり、未来に続く新しい風を起こしましょう。



いよいよ始まる築城430年祭。約1年間、8月と10月をメイン月間に開催するよ。8月は夏の風物詩「おおの城まつり」、10月は記念パレードを大きな規模で行うよう企画中。「越前おおの」の魅力をまるごと体感できる展示館も10月に開館するよ。ほかにも商店街や各団体などがこれまで行ってきたイベントで、築城430年祭を飾るにふさわしいものなどなど、1年間を通して魅力的な催しがずらり。

築城430年祭の理念は「築こう！つなげよう！大野市民の自信と誇り」だよ。積極的に参画して、越前おおのを盛り上げていこうね。



ポスターは全5種類

越前大野城や金森家家紋を使ったデザインで、全5種類あります。市内外でのイベントや出向宣伝などで活用していきます。



**まちなか循環バス
1週間の無料乗車**

3月21日から28日まで、「まちなか循環バス」の乗車運賃を無料にします。七間朝市へ出掛けるときなどに、気軽に利用しようね。

七間朝市の最寄りの停留所は、「大野六間」か「寺町口」です。

都市計画課計画景観係
☎66・1111内線3533

公式ホームページ完成!!



築城430年祭の公式ホームページを開設しました。最新のイベント情報や築城430年の歴史、マスコットキャラクターのうぐひー、うめひーがおしゃべりするブログなど内容盛りだくさん。「おおの430」で検索できます。

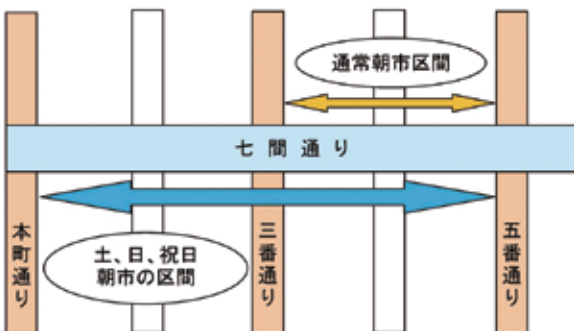
<http://www.ono430.com>

おおの430

検索

**七間朝市が
本町通りまでに**

本年から朝市の区間を土曜日・日曜日、祝日限定で、五番通りから本町通り間までに延長します。多くの出展者が参加します。





大野市消防総合訓練

～ 430年！城からはじまる火消しの歴史～

— 春の陣 —

日時 4月8日(木) 午前9時～正午

場所 越前おおの結ステーション

— 春の陣 — はいつもと“ここ”が違う!!

- ▶ 午前9時～
オープニングで、金森長近公からの書状を市長に伝達。
- ▶ 午前10時～
市内各地区の自衛消防クラブも参加して、六間通りから越前大野城までの区間で一斉放水します。例年の一斉放水は六間通り。
- ▶ 午前10時50分～
保育園や幼稚園の幼年消防クラブ員が車両に乗って分列行進に参加。例年を大きく上回る人員で、見応えある行進を行います。

歴史を学んで大火の改心

現存する大野の火災記録で最も古いものは、宝永8年(1711年)2月4日に起こった「大野藩の役所火事」です。この後、明治32年(1899年)6月18日に起こった「大野町二度目の大火」まで、計9回の大火災がありました。中でも明治21年4月8日に起こった左上图「大野町明治の大火」は、最大の火災となりました。

明治時代にあつた2度の大火を教訓に明治33年、当時の岡氣一大野町長は抜本的な防火対策に取り組みことを決意。まず六間通りと石灯笼小路を広げたり、防火樹を植えたりしました。また家を新しく建てる人には、低金利で資金を貸し、燃えやすい屋根を瓦ぶき屋根に改善させるなどの大きな対策を行いました。

これ以後は、今日まで大火は発生していません。防火の精神は、現代にまで引き継がれています。

消防本部では、毎年4月8日に消防総合訓練を行っています。本年は「越前大野城築城430年祭」に合わせて「430年！城からはじまる火消しの歴史—春の陣—」と名付けました。市民が参加できる催しも多く企画し、大規模な訓練になります。大火の歴史を知ること、これまでの防火の努力を再認識し、防火意識を高めていきましょう。



▼消防訓練所に掲示してある展示パネル

大野町明治の大火

当日の風の方向

1 とき 明治21年4月8日午後5時頃(西暦1888年)

2 損害 民家1113戸 半焼14戸 空家45戸 土蔵322棟
小学校1棟 治安裁判所1棟 寺院2棟
死者3名、重軽傷者79名

3 内容 横町の湯屋から出火。名物の箕風に乗って四方に散り本町、二春、三春、六間、七間などの民家を焼失し、大野町最大の火災となった。大野町役場ではこの日を大野町大火記念日として、新しい町づくりに専念した。

一斉放水は、越前大野城にも放水するよ。めったに見ることができないので、大注目。
一春の陣は、とても大きな規模の訓練だから、みんなの参加・見学を会場で待ってるよ～。

訓練内容

オープニング 午前9時～9時15分
まといや和太鼓演奏など

人員報告、あいさつ 午前9時15分～9時40分
参加隊の人員報告、服装点検、市長あいさつ

操法披露 午前9時40分～10時
明治から現代までにかけての消防操法を披露

一斉放水 午前10時～10時10分
六間通りから越前大野城まで、各消防隊や防災ヘリコプターによる一斉放水

火災救急救助訓練 午前10時10分～10時30分
近代の消火・救急・救助資機材を使用した訓練

分列行進 午前10時30分～10時50分
徒歩隊や機動隊の分列行進

式典 午前10時50分～正午
めいりん講堂で、大火と消防の歴史を振り返る映像上映や消防団員の表彰式

消防体験 午前10時50分～正午
放水体験やうぐピー・うめピーによる防火風船配布

交通整理に協力を！

訓練当日は、六間通りや本町通り、結ステーション一帯が午前7時から11時ごろまで**通行止め**になります。協力をお願いします。

会場周辺は交通混雑が予想されます。市役所駐車場や市営駐車場を利用してください。

消防署 (☎66・0119)

●参考文献
福井県大野郡誌、大野市史新聞資料編、大野のあゆみ改訂版

美しい景観を守るために

独自の屋外広告物条例を制定

県内初！市独自で

広告物のルール設定

本市には、伝統的なまちなみや美しい自然など守るべき景観が多くあります。

そこで広告物の掲出方法や面積などに一定のルールを設けました。県内初となる市独自の条例を定め、1月1日から運用しています。

はり紙や看板などの広告物は、「情報」を伝える手段として重要です。まちの活気やにぎわいを演出するためにも欠かせません。

しかし広告物が無秩序に掲示されると、まちなみや自然の美しさが損なわれます。管理がおろそかになると、落下や倒壊により人々に危害を及ぼす恐れもあります。

昨年までは、福井県屋外広

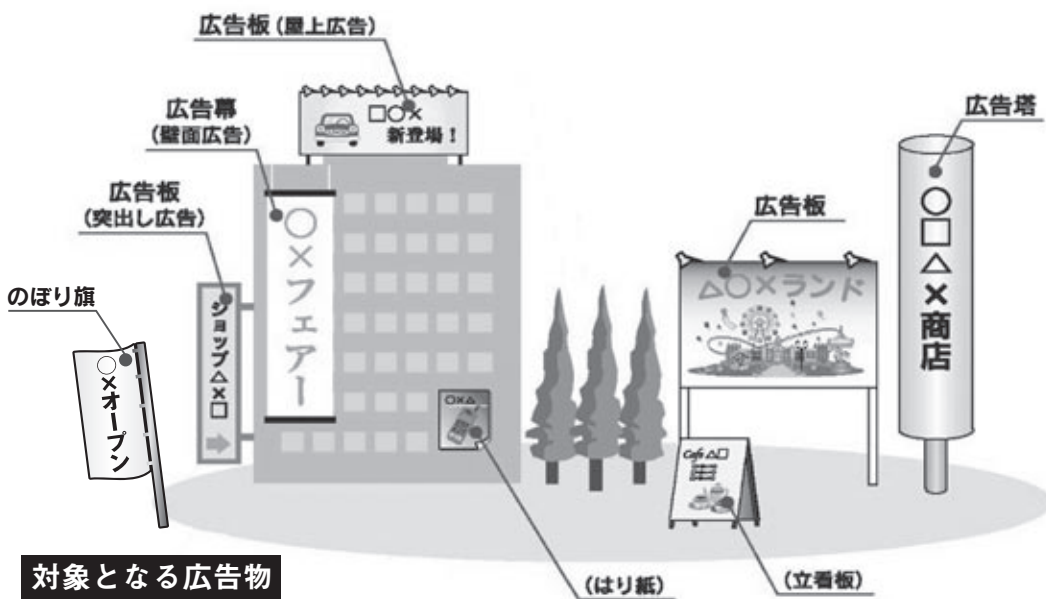
告物条例により、県内一律の基準で規制や誘導を図ってきました。美しい景観を守るために定められた大野市屋外広告物条例と、これまでのルールとの主な違いなどをお知らせします。

営利以外の

広告物も対象

常時か一定期間、継続して屋外に表示される広告板や広告塔、のほり、立看板、はり紙などが対象で、内容にかかわらず屋外広告物に該当します。

自己の店舗や事業所の敷地内で、名称や営業内容を表示した自家用広告物の場合、大きさによっては許可が不要のものがあります。地域によって基準が異なります。



1 屋上広告に対する制限を強化

- ・ 荒島岳や越前大野城への眺望を守るため、第1種禁止地域では屋上広告を禁止。
- ・ 第2種禁止地域と許可地域では、高さや面積の制限を強化。(高さ10^{メートル}以下、面積100^{平方メートル}以下)

2 店舗などへの案内誘導のために設置する「案内広告」への制限を強化

- ・ 第1種禁止地域での案内広告を禁止。
- ・ 第2種禁止地域では、設置できる個数や範囲を制限。高さや面積の制限も強化。(高さ5^{メートル}以下、面積5^{平方メートル}・1面2.5^{平方メートル}以下)

3 大規模な広告物について制限を設定

- ・ 周辺景観への影響が大きいため、大規模な広告物は、色彩や設置方法、照明装置を制限。(大規模広告物とは、高さが13^{メートル}か面積が30^{平方メートル}を超えるもの)

市内全域を禁止区域と許可区域に区分

禁止区域と許可地域ではルールに違いがあります

広告物掲示禁止地域

- 重点的に景観づくりを進めている地区や重要文化財のある場所、自然景観が美しい道路の沿道、閑静な住宅街、駅前広場、都市公園などを禁止地域としています。
- 自家用広告物や地域の催物、案内広告などの一部で、例外として表示できるものがあります。表示するには許可が必要です。
- 景観特性や土地利用状況により、第1種と第2種に区分しています。

【第1種】

七間通り、五番通り、寺町通り、旧橋本家住宅の周囲、本願清水イトヨ生息地、アラレガコ生息地、西部アクセス道路沿道 など

【第2種】

良好な住宅地である住居専用地域、中部縦貫自動車道沿道、上唯野から岐阜県境までの国道158号沿道、五条方から下若生子までの国道157号沿道、東縦貫線沿道、大野インター線沿道、柿ヶ島駅から九頭竜湖駅までのJR越美北線沿道、都市公園 など

広告物掲示許可地域

- 禁止地域を除く市内全域を許可地域としています。
- 広告物を表示するには、許可が必要です。例外として、10㎡以内の自家用広告物は、許可を受けなくても表示できます。
- 広告物の種類ごとに高さや面積の許可基準が異なります。

【広告板・広告塔】

自家用 20㎡以下

自家用以外 10㎡以下、30㎡以内 など

【壁面広告】

壁面の2分の1以内で20㎡以内 など

【屋上広告】

取り付け場所の高さの3分の2以下で10㎡以下、100㎡以内 など

許可基準は、第1種禁止地域が最も厳しく、許可地域は比較的緩やかな基準としています。

第1種禁止地域

第2種禁止地域

許可地域

(厳しく)

許可基準

(緩やか)

計画の段階で相談を

広告物を掲示したいときは、計画の段階で相談してください。

景観に配慮した広告物となるよう、デザインや色彩、素材などについての相談を受けます。

◎ 都市計画課計画景観係

☎ 66・1111内線(503)

6年以内に
新基準に合わせよう

昨年まで、県条例で許可を受けていた広告物も、最長で6年以内に新基準に合わせる必要があります。新基準に合っていないものは、改善するか撤去してください。

屋上広告や壁面広告、突出広告など建物に設置する広告物で、広告物の改造により建物の構造も変更する必要があるものは、建物を改造するまでの期間経過措置があります。県条例の許可を受けた状態のまま引き続き設置できませんが、早めに新基準に合わせましょう。

募集 短期の臨時職員

就職応募の資格は、事業所の業績悪化などにより中途解雇や継続雇用中止などで離職した非正規労働者（パート、アルバイト、派遣社員など含む）や中高年齢者を対象とします。3月から順次、雇用時期に応じて、ハローワーク大野を通じて求人を募集します。

勤務は1カ月当たり15日で、午前8時30分から午後5時30分までです。下表の雇用形態欄に「※」がある場合、1回のみ雇用期間延長が可能です。賃金には通勤手当を加えて支給します。

☎【求職について】ハローワーク大野（☎66・2408）

☎【緊急雇用創出事業について】総合政策課企画政策係（☎66・1111内線431）

事業名	職務内容	定員	雇用期間	賃金	勤務場所担当課
広報紙電子化事業	既存の広報紙読み取りや文字情報化	1人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	情報広報課 (☎内線442)
防災まちづくり啓発事業	防災についての啓発業務	2人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	生活防災課 (☎内線461)
財産管理台帳等整備事業	市財産情報(台帳)のデータベース化	1人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	財政課 (☎内線235)
健康づくり拡充事業	保健指導や各種健診通知など	2人	4月～9月 ※6カ月	6,300円/日	健康増進課 (☎内線171)
予防接種拡充事業	予防注射通知や台帳整備、支払い事務	1人	4月～9月 ※6カ月	6,300円/日	健康増進課 (☎内線171)
へき地医療の拡充事業	和泉診療所診療の事務	1人	4月～9月 ※6カ月	6,300円/日	健康増進課 (☎内線171)
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事業	特別弔慰金支給事業についての事務	1人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	社会福祉課 (☎内線471)
1人暮らし高齢者実態把握調査事業	台帳整備や民生委員との連絡調整事務	1人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	社会福祉課 (☎内線478)
住民基本台帳カード取得および自動交付機利用促進事業	自動交付機利用促進についての事務	1人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	市民課 (☎内線451)
特定健康診査推進事業	特定健診受診促進についての事務	1人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	市民課 (☎内線451)
子育て支援拡充事業	子育て支援事業を広報する事務	1人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	児童福祉課 (☎内線294)
農業農村活性化支援モデル事業	農村集落活性化支援事業の事務補助	1人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	農業農村振興課 (☎内線314)
農地適正利用推進事業	集落農地適正利用マップ作成業務	1人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	農業農村振興課 (☎内線311)
越前大野城築城430年運営推進事業	「430年祭」事業についての事務補助	3人	4月～9月 ※2カ月	5,600円/日	観光振興課 (☎内線161)
公道・河川等維持管理事業	市道・水路の側溝しゅんせつや路面補修など	4人	4月～9月 ※2カ月	8,200円/日	建設課 (☎内線341)
道・水路占用等管理事業	道路、占用物件などのデータベース化	1人	4月～9月	5,600円/日	建設課 (☎内線341)
移住・交流窓口業務拡充事業	空き家情報バンクの管理運営や移住情報の広報	1人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	総合政策課 (☎内線431)
越前大野城館内案内事業	越前大野城内の案内や監視、観光案内など	2人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	博物館 (☎65・5520)

事業名	職務内容	定員	雇用期間	賃金	勤務場所担当課
図書館未登録図書整理事業	図書館所蔵の未登録図書整理など	1人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	図書館 (☎65・5500)
博物館施設周辺環境整備事業	博物館7施設の草刈りなど環境整備	1人	4月～9月 ※6カ月	5,600円/日	博物館 (☎65・5520)
有害鳥獣被害防除対策事業	有害鳥獣の捕獲や処分の補助業務など	2人	5月～10月	8,200円/日	農林整備課 (☎内線321)
公共用地の美化事業	和泉支所管内の公道や公共施設内の除草作業など	4人	6月～10月	8,200円/日	住民課 (☎内線6451)
都市公園環境改善事業	都市公園の除草や草刈り、せん定作業など	4人	6月～11月	8,200円/日	都市計画課 (☎内線351)
市史編さん事業	大野市史の編集や発刊業務	2人	10月～3月	5,600円/日	市史編さん室 (☎内線575)
事業名	雇用期間	定員	賃金	勤務場所・担当課	
事務補助員(総務課)	4月～9月 ※6カ月	3人	5,600円/日	総務課(☎内線241)	
事務補助員(市民課)	4月～9月 ※6カ月	1人	5,600円/日	市民課(☎内線451)	
事務補助員(建設課)	4月～9月 ※6カ月	1人	5,600円/日	建設課(☎内線341)	
事務補助員(文化課)	4月～9月 ※3カ月	2人	5,600円/日	文化課(☎66・5410)	
事務補助員(海洋センター)	4月～9月 ※6カ月	1人	5,600円/日	スポーツ課(☎内線531)	
事務補助員(社会福祉課)☆	4月～9月 ※6カ月	1人	7,000円/日	社会福祉課(☎内線478)	
事務補助員(下水道課)	4月～9月 ※6カ月	1人	5,600円/日	下水道課(☎65・7670)	
事務補助員(農林整備課)	4月～9月 ※6カ月	1人	5,600円/日	農林整備課(☎内線321)	
運営管理補助員(総合政策課)	4月～3月 ※6カ月	1人	5,600円/日	総合政策課(☎内線431)	
事務補助員(税務課)	平成23年1月～3月	3人	5,600円/日	税務課(☎内線425)	

☆ 事務補助員(社会福祉課)は、ケアマネージャーか看護師の資格が必要です。



市嘱託職員を募集 休日急患診療所の看護師



定員 1人

採用日 4月1日

業務内容 市休日急患診療所での看護業務と平日は保健センターでの保健事業業務など

勤務条件 1週間当たり平均30時間で交代制勤務
日曜日と休日

- ① 午前8時30分～午後5時
- ② 午後1時～9時
- ③ 午後5時～9時
- 土曜日 午後1時～9時
- (午後9時以後の当直あり)
- 平日 午前8時30分～午後5時30分

受験資格

本市に住民登録があり、看護師資格か准看護師資格を有する、59歳以下の人

応募方法

① 作文：「大野市休日急患診療所について思うこと」を400字詰め縦書き原稿用紙に800字程度にまとめる。

② 履歴書に必要事項を記入して、6カ月以内に撮影した写真を添付。上部余白に「嘱託職員受験」と朱書きして健康増進課に持参か郵送

締切 3月11日(金)消印有効

試験日 3月13日(日)午前9時～

会場 保健センター

試験概要 個別面接

健康増進課保健医務係
(☎65・7333)

おおのブランド確立へ

一般財団法人越前おおの農林樂舎は、農林業や商工業の関係者、行政が連携し、本市の農林業の発展と地域の活性化につなげていくことを目的に、昨年4月に設立しました。“越前おおのブランド”確立に向けて、新たな取り組みを始めています。その主な内容を紹介します。

農林樂舎が新企画で動き出す

ロゴマーク決定

農林樂舎を知ってもらおうことや「越前おおの」の魅力を効果的に情報発信するために、「ロゴマーク」を昨年11月に公募しました。

全国から応募があった138点の作品の中から、「親しみやすい」「分かりやすい」などを基準に理事会で選考し、決定しました。決定したロゴマークは、滋賀県高島市の松井乾さんの作品です。

ロゴマークは、広報活動や各種事業、農林産物の認証マークなどに活用していきます。

新ブランド 越前おおの里の恵み

本市の農林産物をブランドとして、付加価値を高めていくために「越前おおの里の恵み」認証制度を作ります。

対象は、有機JAS認定や福井県特別栽培農産物認証を受け、市内で生産された農林

産物です。認証された農林産物は「越前おおのブランド」の柱として、販路の開拓や拡大に取り組んでいきます。

この制度に該当しない農林産物についても、越前おおの産として産地保証していく制度を作ることとしています。

販売へ新しい取り組み うごく八百屋おおのさん

規格外などにより流通しない農林産物や、過剰に収穫された農林産物などを、「うごく

八百屋おおのさん」で集荷・販売します。

昨年11月、福井市内で試験的に実施。客からは好評で、続けて実施して欲しいとの要望がありました。

農林産物を出荷した生産者からは、「楽しかったので継続して参加したい」などの声がありました。

☎ 越前おおの農林樂舎
06・1141

マークの作成意図

おおの「お」の字を主題に、人と農林産物がひとつになって活気が溢れ、地域が潤うこと。本市農林業の発展を下支えしていく、農林樂舎を象徴しています。



うごく八百屋 生産者グループ募集

「うごく八百屋おおのさん」を新年度から本格的に実施する予定です。事業に参加できる生産者のグループを募集します。

応募するための要件

- ▶ 5人程度のグループで、集荷場所を1カ所にまとめられること
- ▶ 作物を仕分け、適正な価格設定ができること
- ▶ 生産者名などの情報を公開できること

集荷・販売に係る手数料は、売上の20%です。詳しい内容は問い合わせください。

なれずし 漬物 家庭の味を自慢比べ

美里町女性部なれずしで最優秀賞

奥越前観光連盟と郡上市観光連盟の共催による「郡上・奥越前なれずし・漬物味自慢大会」が1月22日、有終会館で開かれました。大野・勝山・郡上3市の4団体、50個人が味自慢の88品を出品。このうち、本市からは3団体、23個人から38品の出品がありました。

なれずし・漬物・酢の物の3部門で、それぞれ最優秀賞、優秀賞、アイデア賞を決定しました。

審査の後には、出品者など約200人が並べられた作品を試食し合い、手作りの保存食に舌鼓を打ちました。

☎ 大野勝山広域行政事務組合
(☎66・66000)



15人が逸品を審査(1月22日 有終会館)

本市入賞者の皆さん

(敬称略)

部門	氏名	作品名
なれずし 最優秀賞	美里町女性部	くるみ入り鯖のなれずし
なれずし 優秀賞	末永淑子(川合)	鯖のはさみ漬け
なれずし アイデア賞	清水諭美(右近次郎)	かぶら漬け
酢の物 優秀賞	山内たか(有明町)	みょうがの酢の物

物品販売ワゴン貸し出しの説明会を開催

越前おおの
結楽座



日時 3月15日(月)
午後2時～
場所 有終会館

4月に越前おおの結楽座がオープンします。結楽座内の物品販売スペースを使用して、越前おおのの物産や土産品、雑貨などを販売できる物品販売ワゴンの貸し出しについて説明会を開催します。ワゴンの利用を希望する人

は、3月15日(月)に有終会館で開催する説明会に参加してください。ワゴンの貸出料金や利用条件などについて説明します。

ワゴンを利用するためには、ワゴン使用許可の申請が必要です。ワゴンの利用を希望する人は、毎月開催予定の調整会議に参加してください。

4月・5月分の調整会議は、3月23日(四)午後2時から、6月分は4月5日(月)午後2時から、大野商工会議所隣接のまちなか交流センター会議室で行います。

☎ 産業政策課政策推進係
(☎66・11111内線3992)



ワゴンは折りたたみ式で、大きさが縦100㎝、横150㎝、高さ80㎝です。